

広報

よみたん

YOMITAN



読谷村老人クラブ連合

平成29年
2017

No.715



主な目次

- 介護保険料納付のお願いP2
- 読谷村職員採用候補者選考試験についてP6
- ニライ消防本部職員採用候補者選定試験について ...P7
- 国民健康保険税の納付が始まりますP13

第33回読谷村老人クラブ芸能大会

5月19日、第33回読谷村老人クラブ芸能大会が開催されました。各自治会の老人クラブが披露する演目に会場からは大きな拍手があくられました。

65歳以上のみなさま

介護保険料納付のお願い

7月から平成29年度介護保険料普通徴収の納付が始まります。

保険料の納め方は、年金からの天引き（特別徴収）と、納付書（普通徴収）の2つに分かれます。どちらになるかは、年齢・退職（基礎）年金等の受給額などで決まります。

○特別徴収 = 年金から天引きされます。

【対象者】年齢・退職・障害・遺族年金が年額18万円以上の方

【納め方】偶数月に支払われる年金から、介護保険料が天引きされます。

○普通徴収 = 納付書で個別に納めます。

【対象者】●年度途中で65歳になった方 ●年度の途中で他の市町村から転入した方

●年度初め（4月1日）に年金を受給していなかった方 ●高齢福祉年金受給者

●年度途中で所得の更正等があり、保険料が変更となった方

【納め方】納期ごとに、納付書にて指定金融機関などで納めていただくか、口座振替にて。

※納期は7月（第1期）～翌年3月（第9期）となります。

※口座振替をご利用すると便利です！

取り扱い金融機関で、通帳届出印、通帳、納付書を持参して「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。（口座振替の開始は、申し込みの翌月以降となります。）

※介護保険料を滞納すると（給付制限について）

介護サービスを利用した際に、利用料を一旦全額支払わないといけなくなる場合や、負担割合が三割になる場合がありますので、納め忘れのないようお願いいたします。

介護保険料減免についてのお知らせ

沖縄県介護保険広域連合では、条例に基づき介護保険料の減免を行っています。

【対象者】下記の事項①～⑤のいずれかに該当する方が対象となります。

- ①震災・風水害・火災等により、住宅または家財に著しい損害をうけた
- ②生計の主の収入が死亡、または長期入院により、著しく減少した
- ③生計の主の収入が事業の休廃止、事業における著しい損失、失業等により、著しく減少した
- ④生計の主の収入が天災による農作物の不作、不漁等により、著しく減少した
- ⑤その他、広域連合長が必要と認める者（生活保護基準に該当する場合）

【介護保険料の減額免除割合】 ※保険料の減額は承認された後、変更されます。

- ①の場合：前年の所得額と損害の程度により、全額～8分の1を減額
- ②または③の場合：前年の所得額と所得の減少割合により、2分の1～8分の1を減額
- ④の場合：前年の所得額と農水産物の損失額（補償額は除く）により、2分の1～10分の9を減額
- ⑤の場合：保険料の半額。または第1段階保険料との差額を減額

【申請に必要なもの】

- ①の場合：消防署・警察署・保険会社からの罹災証明書等
- ②の場合：医師の診断書
- ③の場合：休廃止していることを証明するにたる書類、失業保険受給証明書
- ④の場合：不作・不漁等については、これを証明するにたる書類
- ⑤の場合：●印鑑（認印可） ●年金支給通知書等（年金額が確認できるもの） ●有価証券
●身体障害者手帳 ●加入している健康保険証 ●被保険者の世帯全員の預金通帳
●働いている方がいる場合は給与証明。また、事業をしている場合は所得の収支が確認できるもの
●資産評価証明書（資産がない場合は無資産証明書を市町村役場にて発行）

※提出された書類に不足、不備がある場合、または偽りの申請その他不正な行為があった場合には保険料の減免を受けられません。

【申請書類提出先】 読谷村役場 福祉課にて申請を行ってください。



【お問い合わせ】 ○沖縄県介護保険広域連合

☎ 911-7503（会計課 賦課徴収担当）

○読谷村役場 1階 福祉課 老人福祉係 ☎ 982-9209（1階、8番窓口）

7月3日から平成29年度国民年金保険料の免除申請受付が始まります。

【保険料納付免除制度】

保険料の納め忘れがあると、将来の老齢基礎年金が少なくなるほか、万一の事故や病気で障害が残ったときの障害基礎年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族基礎年金が受けられない場合があります。経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除・納付猶予制度」があります。読谷村に住所登録のある方は役場年金係窓口で手続きができます。日本年金機構の承認を受けると保険料の全額または、一部の納付が免除されます。

※審査は、本人・配偶者・世帯主の前年度の所得額が対象となります。所得額によっては、免除がされない場合があります。

平成29年度 国民年金保険料 16,490円（月額）

免除の種類	承認期間中の保険料（月額）
全額免除	0円
4分の3免除	4,120円（4分の1納付）
半額免除	8,250円（2分の1納付）
4分の1免除	12,370円（4分の3納付）



国民年金マスコット
「ゆいちゃん」

【受付時間】

月曜日～金曜日（祝日を除く） 8時30分～12時 / 13時～17時15分

【免除手続きに必要なもの】

- ①基礎年金番号がわかるもの（年金手帳または国民年金保険料納付書）
- ②印かん（本人が自署する場合は不要）
- ③失業などを理由として申請する場合
「雇用保険被保険者離職票（コピー可）」または「雇用保険受給者資格証」

申請ができる過去の期間については、申請書を提出した日から2年1か月前の月までさかのぼって申請ができます。国民年金保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間がある方は、早めに年金係窓口へご相談ください。

お問い合わせ：読谷村役場 1階 住民年金課 年金係 ☎982-9207

第16次 読谷村史編集委員会が始動

5月10日に読谷村史編集委員会が開催され、第16次となる編集委員13名が委嘱されました。

委員長には、泉川良彦さん、副委員長に長浜真勇さんが再任されました。そのほかの委員には大瀧武さん、大瀧由美子さん、宮城傳さん、長嶺善宏さん、古堅宗彦さん、山城幸雄さん、玉城栄祐さん、福地江美子さん、萩尾俊章さん、恩河尚さん、嘉納英明さんが、平成31年3月までの任期で委嘱されました。

村史編集事業では、これまでに『戦前新聞集成』『文献に見る読谷山』『読谷の民俗』『戦時記録』『統計にみる読谷山』『読谷山由来記』『官報にみる読谷山』『三人の元日本兵と沖縄』『読谷村の戦跡めぐり』『読谷村の先人たち』などを発刊しており、広く活用されています。

現在は『移民・出稼ぎ編』『言語・地名編』などの発刊に向けて調査を進めていますので、村民の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



お問い合わせ：読谷村教育委員会 文化振興課 村史編集室 ☎958-2142

よみたん 貝南録



日頃の練習の成果を披露 第33回老人クラブ芸能大会

5月19日、文化センター鳳ホールにて、第33回読谷村老人クラブ芸能大会が開催され、多くの観客が詰めかけました。

この大会は、クラブ活動の発表の場だけではなく、郷土の伝統芸能の良さの再認識、会員相互の親睦と健康保持、増進を図ることを目的に開催されています。

各自治会の老人クラブが披露する演目の数々に、会場からは大きな拍手がおくられました。



南部農林高校よりくるちの木の贈呈 くるちの杜100年プロジェクト

三線の棹の原料である黒木（くるち）を育てる「くるちの杜100年プロジェクト」（実行委員長 石嶺傳寛）へ、南部農林高校の学生がくるちの木200本を寄贈するために、石嶺村長のもとを訪問しました。

南部農林高校では、くるちの果肉を研究しており、その過程で果肉と種子を分けた際の種子を発芽させたものを、同プロジェクトに寄贈しました。

石嶺村長は、「非常に素晴らしい取り組み。プロジェクトに若い力が加わり、今後が楽しみです。是非、くるちの杜にも足を運んで下さい。」と挨拶しました。



沖縄長寿の秘訣を探る

喜名福寿会がウクライナテレビ局から取材

5月13日、喜名公民館にて喜名福寿会（ゆいまーる共生事業）が「沖縄長寿の秘訣を探る」というテーマで、ウクライナのテレビ局から取材を受けました。

当日は普段どおりの歌・三線、レク体操、ゲームなどが行われ、参加者や運営のボランティアでテレビ局のスタッフを歓迎し盛り上がりました。参加者はテレビ局のインタビューで、長寿の秘訣や、ゆいまーる共生事業の楽しみなどを話されていました。このような地域公民館で行われている「ゆいまーる共生事業」が国際的な注目を浴びていることに、会長の宇根良雄さんも高齢者の生きがいづくり・健康づくりについて得意気に答えていました。



比謝ゆうなの会に感謝状

比謝ゆうなの会（ゆいまーる 共生事業）の活動に中学生を招き、共に運営ボランティアを行ったことが、青少年の健全育成に貢献したとして、功績が称えられ嘉手納警察署より感謝状が贈呈されました。その報告のため、5月23日、比謝ゆうなの会の役員が石嶺村長のもとを表敬訪問しました。

石嶺村長は、「おじーおばーに囲まれて心が和やかになることが、青少年の健全育成につながると思います。他の自治会でもこの活動が広がってほしい。」と挨拶しました。



第59回水道週間
一人暮らしの高齢者宅等
水道無料点検



6月1日から6月7日まで、水道の現状や課題について理解を深め、今後の水道事業の取り組みについて協力を得ることを目的に、第59回水道週間が実施されました。

水道週間に合わせて、6月7日には、役場1階正面玄関にて水道設備点検出発式が行われました。

この活動は、読谷村管工事業協同組合のご協力により、高齢者世帯等を訪問し、ボランティアで水道点検を行うものです。

出発式の後、同組合と、役場福祉課、水道課、社会福祉協議会、民生委員が2班に分かれ、高齢者宅を訪問、水道設備の点検を行いました。

読谷村青年団協議会
新役員の紹介

6月1日、読谷村青年団協議会の新役員が、石嶺村長と松田教育長のもとを表敬訪問しました。石嶺村長は、「青年エイサーまつりは、村民が毎年楽しみにしているイベントです。地域が元気になるよう頑張ってください。」と激励しました。

新役員は左記のとおりです
 会長 長又吉 孝尚（古堅）
 副会長 神谷 嘉辰（瀬名波）
 知念 那奈（高志保）
 事務局長 大城 執（高志保）
 事務局長 池原 圭祐（座喜味）
 会 計 山内 綾乃（都屋）
 教 宣 部 知花 実咲（宇座）



私も認知症を理解したい

～認知症サポーター養成講座（無料）～

- ※日時：平成29年7月21日（金）16時～17時
- ※場所：読谷村役場1階 こども未来課隣り会議室
- ※但し、申込は開催日の3日前までに連絡下さい
- ※対象：18歳以上で男女とも可



平成30年度読谷村職員採用候補者選考試験実施のお知らせ

1 採用予定職種・採用予定人数・受験資格（全て若干名の募集）

職 種	資 格
一 般 事務職	初 級 ①学校教育法による高等学校又は短期大学を卒業した者（平成30年3月卒業見込者を含む。） ②昭和63年4月2日以後に出生した者 ※住所要件有り
	上 級 ①学校教育法による4年制大学又は同等の学校を卒業した者（平成30年3月卒業見込者を含む。） ②昭和63年4月2日以後に出生した者 ※住所要件有り
	身体 障がい者 対象 自力により通勤ができ、かつ、介護者なしに職務遂行が可能な者で、次のア～オまでのすべてに該当する者 ア 身体障がい者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの者 イ 昭和53年4月2日以後に出生した者 ウ 学校教育法による高等学校又は特別支援学校高等部を卒業した者若しくは平成30年3月31日までに卒業見込みの者 エ 活字印刷文による出願に対応でき、かつ、口頭による面接試験に対応できる者
技 術 職 (土木・建築)	①学校教育法による短期大学以上又は同等の学校を卒業した者で下記の（ア）及び（イ）のどちらかに該当する者 （ア）専修学校専門課程以上の学校で土木工学系又は建築工学系の学科を卒業した者（平成30年3月卒業見込者を含む。） （イ）2級土木施工管理技士又は2級建築施工管理技士以上の免許取得者 ②昭和48年4月2日以後に出生した者

※ 住所要件については、下記のいずれかに該当する者とする。

ア 平成29年6月17日以前より本村に住所を有し、引き続き居住している者

イ 平成29年6月17日以前より本村に本籍を有する者

ウ 直系尊属の父母のどちらかが平成29年6月17日以前より本村に住所を有し、引き続き居住している者

2 試験期日

一次試験：9月17日（日） 9時30分開始

二次試験：10月22日（日）、11月5日（日）、11月12日（日）

3 試験場所

(1) 一次試験：読谷村役場庁舎、読谷村ふれあい交流館、読谷村総合福祉センター

(2) 二次試験：読谷村役場3階大会議室、読谷村ふれあい交流館

※平成29年9月8日（金）までに受験票が本人に届かないときは直ちにご連絡ください。

4 申込方法

受験申込書1通に必要な事項を記入の上、署名捺印し、受験票にあて先を明記の上、62円切手を貼って次のとおり申し込んでください。

(1) 受付場所・・・読谷村役場3階 総務課 (☎982-9200)

(2) 受付期間・・・平成29年8月1日（火）～8月15日（火）まで

（土・日・祝日を除く8時30分～17時15分）

※郵送での受付は、原則として認めませんのでご了承ください。

5 試験方法

職 種	一 次 試 験	二 次 試 験
一 般 事 務 職	一般教養試験 (初級又は上級) 2時間 ※身体障がい者に関しては、一般教養試験は初級となります。	総合適性検査、個別面接、集団討論
技術職（土木・建築）	一般教養試験（中級）2時間 及び専門試験1時間30分	総合適性検査、個別面接、集団討論

※ 二次試験における提出書類については、一次試験合格通知書と同時に通知します。

6 合格者の発表と最終合格者について

一 次 試 験	10月6日（金） 10時	読谷村役場掲示板及び村公式ホームページに 受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。
二 次 試 験	12月4日（月） 10時	

お問い合わせ：読谷村役場 3階 総務課 人事福利係 ☎982-9200

平成29年度 比謝川行政事務組合ニライ消防本部職員採用候補者選定試験実施要綱

(1) 職種 採用人員 及び受験 資格	採用	区分	資 格			
	消防職 (若干名)	初級 A	① 学 歴	学校教育法による高等学校又は短期大学の卒業生若しくは同等の学歴を有する者(平成30年3月卒業見込者を含む。)		
		上級 B	① 学 歴 ② 年 齢	学校教育法による4年生大学卒業生又は同等の学歴を有する者(平成30年3月卒業見込者を含む。) 平成4年4月2日以後出生した者		
全区分 共通	① 住所要件		平成29年6月30日現在嘉手納町、北谷町及び読谷村に住所を有し、居住している者又は嘉手納町、北谷町及び読谷村に本籍を有する者、若しくは学業等の事由により一時的に住所を他に移転している者			
		② 資格免許		普通自動車第一種運転免許取得者(平成30年3月末、免許取得可能者を含む) ただし採用後、自費により大型自動車第一種運転免許の取得を条件とする。		
(2) 欠格事項	次のいずれかに該当する者は、受験できない。 ① 日本国籍を有しない者 ② 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に該当する者					
(3) 試 験	一次		一般教養試験及び消防適性検査(A)を行う。			
	二次		一次試験の合格者について体力試験を行う。 種目(上体起こし、握力、立位体前屈、時間往復走、立三段跳、懸垂(男性)、斜め懸垂(女性)、1500m走)			
	三次		二次試験の合格者について口述試験を行う。			
(4) 日時及び 場 所 等	区分	試 験 日 時	試験場所	合格発表の日時	合格発表の方法	そ の 他
	一次 試験	平成29年9月17日(日) 受付 9時00分から 9時45分まで 開始 10時	ニライ消防本部 2階講堂他	平成29年 10月6日(金) 午後2時	嘉手納消防署 北谷消防署 読谷消防署 の掲示場及び ニライ消防本 部ホームページ へ掲示する。	○試験場所は、受験者数決定後8月18日(金)に各消防署掲示場及びニライ消防本部ホームページへ掲示する。 ○一次試験合格者は二次試験を行う。
	二次 試験	平成29年10月15日(日) 受付 9時00分から 9時30分まで 開始 10時	北谷町 陸上競技場	平成29年 10月20日(金) 午後2時		○運動着、運動靴の準備 ○二次試験合格者は三次試験を行う。
	三次 試験	平成29年11月11日(土) 受付 9時00分から 9時30分まで 開始 10時	ニライ消防本部 2階会議室	平成29年 11月22日(水) 午後2時		○三次試験は口述試験を行う。 ○受付及び開始時間については、受験者数の状況により午前の部と午後の部に分けて行う。
(5) 受付期間 場 所 等	願書配布 配布場所 受付期間 受付場所	平成29年7月18日(火)～平成29年8月4日(金) 午前9時～午後5時 ニライ消防本部(嘉手納消防署・北谷消防署・読谷消防署) 平成29年7月31日(月)～平成29年8月4日(金) 午前9時～午後5時(昼食時間を除く) 比謝川行政事務組合 ニライ消防本部2階 総務課				
(6) 申込方法	① 申込先 ② 申込方法	比謝川行政事務組合 ニライ消防本部 〒904-0202 沖縄県中頭郡嘉手納町字屋良1220番地 ☎098-956-9914 ア. 申込先へ直接提出する。 イ. 申込先へ郵送にて提出する。(平成29年8月4日消印有効) ※郵送による申込は、封筒の表面に「採用試験申込」と朱書き、必ず簡易書留とすること。				
(7) 提出書類	① 受験申込書(写真貼付) ※写真は最近3ヶ月以内に撮影した上半身のみのもので証明書用とする。 ② 受験票(62円切手を必ず貼付) ※受験票の送付先住所等を必ず記入すること。 ③ 住民票抄本(嘉手納町、北谷町及び読谷村に現住所を有しない場合は、本籍地記載のものが必要です。) ④ 卒業等を証明する書類(卒業証書の写し又は卒業証明書、在学中の者は卒業見込証明書) ⑤ 資格・免許等の写し(受験申込書記載のもの。) ⑥ その他特に必要と認める書類	ニライ消防本部総務課及び各消防署備付けの用紙を使用すること。				
(8) 注意事項	台風等災害時には、試験実施日を延期する場合がありますので、ニライ消防本部のホームページ又は各消防署(嘉手納・北谷・読谷)の掲示場で確認すること。					
(9) 最終合格 者の取扱	① 最終合格者は、採用候補者名簿に登録される。 ② 職員に欠員が生じ、採用の必要がある場合は、管理者が採用候補者名簿の中から採用者を決定する。 ③ 採用候補者名簿の有効期限は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。 ④ 平成30年3月31日までに資格、免許等の資格要件が満たせない場合は、採用しない。					

【平成29年度】

『児童扶養手当 現況届』・『特別児童扶養手当 所得状況届』のお知らせ

児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者は、前年の所得の状況や児童の養育状況などを確認するために、「現況届」・「所得状況届」の提出が必要となります。下記の日程で受付を行いますので、期間内の提出をお願いします。提出がない場合、受給資格があっても8月分以降の手当の支給を受けることができません。

【受付期間】児童扶養手当：8月7日（月）～8月31日（木） ※土曜・日曜・祝日を除く
特別児童扶養手当：8月14日（月）～9月8日（金） ※土曜・日曜・祝日を除く

【受付時間】午前：9時～11時 / 午後：13時30分～16時30分

【受付場所】役場1階 こども未来課隣り会議室

ただし、8月19日（土）・8月20日（日）は午前9時～午前11時まで臨時受付します。

臨時受付日は、大変混雑することが予想されます。時間にゆとりを持って来庁ください。

また、可能な方は平日のご来庁にご協力をお願いします。

○児童扶養手当とは

離婚などによって、ひとり親家庭となった方や父母にかわって児童を養育している方などに対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

○特別児童扶養手当とは

身体や精神に障害のある20歳未満の児童の父母、または父母にかわってその児童を養育している方に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

お問い合わせ：読谷村役場 1階 こども未来課 子育て支援係 ☎982-9240

【平成29年度】

『母子及び父子家庭等医療費助成 現況届』のお知らせ

母子及び父子家庭等医療費助成の受給者は、前年の所得の状況や児童の養育状況などを確認するために、「現況届」の提出が必要となります。下記の日程で受付を行いますので、期間内の提出をお願いします。提出がない場合、受給資格があっても8月分以降の医療費の助成を受けることができません。

【受付期間】8月7日（月）～31日（木） ※土曜・日曜・祝日を除く

【受付時間】午前9時～11時 / 午後13時30分～16時30分

【受付場所】役場1階 こども未来課隣り会議室

ただし、8月19日（土）・8月20日（日）は午前9時～午前11時まで臨時受付します。

臨時受付日は、大変混雑することが予想されます。時間にゆとりを持って来庁ください。

また、可能な方は平日のご来庁にご協力をお願いします。

○母子及び父子家庭等医療費助成とは

母子・父子家庭や父母にかわって児童を養育している方などに対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、母子家庭等の福祉の増進を図るための制度です。

お問い合わせ：読谷村役場 1階 こども未来課 子育て支援係 ☎982-9240

「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」の取り組みとして、現況届会場にハローワーク相談員が来ます。

相談日：8月7日（月）・14日（月）・17日（木）・21日（月）・24日（木）・30日（水）・31日（木）

相談時間：10時～16時

平成28年度 読谷村情報公開制度・個人情報保護制度の 運用状況を公表します

1 読谷村情報公開条例第28条に基づき、平成28年度運用状況を次のとおり公表します。

◆情報公開(公文書公開)実施機関別処理状況(平成28年度)

単位:件

実施機関	請求件数	公開	一部公開	不存在(文書作成)	非公開	公文書不存在による請求拒否決定	取下げ	未決定
村 長	33	18	6	0	2	11	2	0
ゆたさむら推進部	13	7	1	0	0	6	0	0
総務部	19	11	5	0	2	5	1	0
建設整備部	0	0	0	0	0	0	0	0
健康福祉部	1	0	0	0	0	0	1	0
教育委員会	2	0	1	0	0	1	0	0
農業委員会	11	3	2	0	2	6	0	0
水道事業管理者	1	1	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員会、は全て0件								
議 会	6	3	0	0	0	3	0	0
合 計	53	25	9	0	4	21	2	0

※ 1件で複数の請求があるため請求件数と決定件数が一致しない場合があります。

◆公開請求に対する非公開、一部公開、請求拒否の理由内訳(平成28年度) 単位:件

	非公開	一部公開	請求拒否	計
法令秘情報	0	0	0	0
個人の情報	2	8	0	10
法人情報	2	1	0	3
行政執行情報	0	0	0	0
公文書不存在	0	0	21	21
合 計	4	9	21	34

2 読谷村個人情報保護条例第43条に基づき、平成28年度運用状況を次のとおり公表します。

◆個人情報開示等実施機関別処理状況(平成28年度)

単位:件

実施機関	請求件数	開示	一部開示	不開示	個人情報不存在による請求拒否決定	取下げ	未決定	
村 長	8	6	1	0	1	0	0	
ゆたさむら推進部	0	0	0	0	0	0	0	
総務部	3	2	1	0	1	0	0	
建設整備部	2	2	0	0	0	0	0	
健康福祉部	3	2	0	0	0	0	0	
教育委員会	1	1	0	0	0	0	0	
農業委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員会、水道事業管理者、議会は全て0件								
合 計	9	7	1	0	1	0	0	

※ 訂正、削除、中止の請求はありませんでした。

◆開示請求に対する非公開、一部公開、請求拒否の理由内訳(平成28年度) 単位:件

	不開示	一部公開	請求拒否	計
法令秘情報	0	0	0	0
個人の情報	0	1	0	1
法人情報	0	0	0	0
行政執行情報	0	0	0	0
公文書不存在	0	0	1	1
合 計	0	1	1	2

お問い合わせ：読谷村役場 3階 総務課 行政防災係 ☎ 982-9201

平成29年度戦没者遺児による慰霊友好親善事業の実施について

日本遺族会は、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。

この事業は、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的としています。

日程等の詳細に関するお問い合わせ：日本遺族会事務局 ☎ 03-3261-5521

〈実施地域〉

広域地域	
① 旧満州	⑧ 北ボルネオ・マレー半島
② 旧ソ連	⑨ フィリピン
③ モンゴル	⑩ ソロモン諸島
④ 西部ニューギニア	⑪ ミャンマー
⑤ マリアナ諸島	⑫ 台湾・バシー海峡
⑥ 東部ニューギニア	⑬ 中国
⑦ トラック・パラオ諸島	

特定地域	
① 西部ニューギニア	
② ビスマーク諸島	
③ マーシャル・ギルバート諸島	

下水道に接続しましょう！

公共下水道が整備され、使用できる区域を「供用開始区域」といいます。下水道に接続すると、生活排水を直接下水道に流すことができるようになります。

浄化槽を設置し、水洗トイレにしている方でも、台所やお風呂場の生活排水をそのまま道路側溝に放流しているケースが見られます。

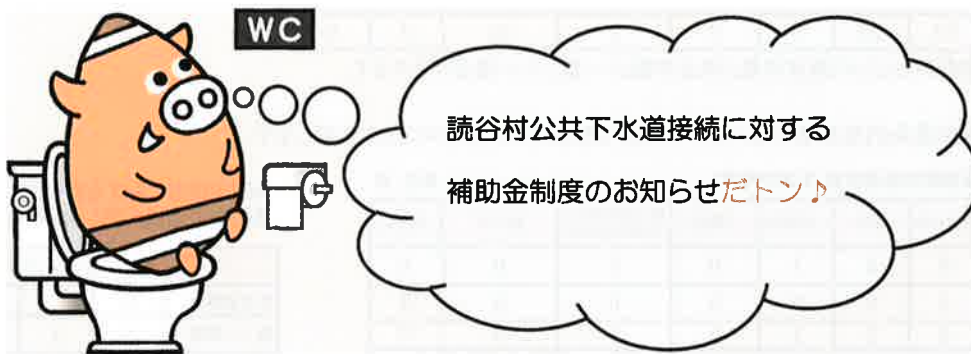
道路側溝は下水道ではありません。側溝に流れた水はそのまま海や川に流れてしまいます。自然環境を守り、清潔で住みよい村にするため、速やかに公共下水道に接続しましょう。

建築物の所有者は、下水道が供用開始されたら、3年以内に接続しなければなりません。
(下水道法第10条、11条の3)

読谷村では**補助金を交付する制度を創設しました。**(ただし新築は除く)

- 合併浄化槽からの切り替え工事は5万円(上限)
- 単独浄化槽からの切り替え工事は10万円(上限)

※補助対象 浄化槽又はくみ取り式便所からの切り替え工事で、申請年度の1月末日までに完了する工事。



詳しい内容につきましては、読谷村役場施設整備課水環境整備係にお問い合わせ下さい。
お問い合わせ：読谷村役場 2階 施設整備課 水環境整備係 ☎982-9221

中部8市町村の税務徴収職員相互併任辞令交付式 - 税務職員の徴収技術の向上をめざし -

5月22日、沖縄県中部合同庁舎において、中部8市町村の税務徴収職員相互併任辞令交付式が行われました。この辞令交付式は、税の徴収率及び徴収技術の向上に向け宜野湾市、沖縄市、うるま市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村の中部8市町村の徴収担当職員を相互に併任させる協定の締結に基づくものです。

同協定は、特別徴収事業者の県下一斉指定を受け、従業員の市町村税が滞納となっている事業所の情報交換、徴収方針の協議、臨戸訪問や搜索の共同実施など、効率的に税の徴収を行うほか、搜索技術など総合的な徴収技術を向上させることを目的としています。

読谷村からは、税務課の3名の職員が7市町村の併任辞令を受け、また、読谷村も7市町村の職員16人へ辞令を交付しました。

併任期間は平成29年5月22日から平成30年3月31日までとなっています。

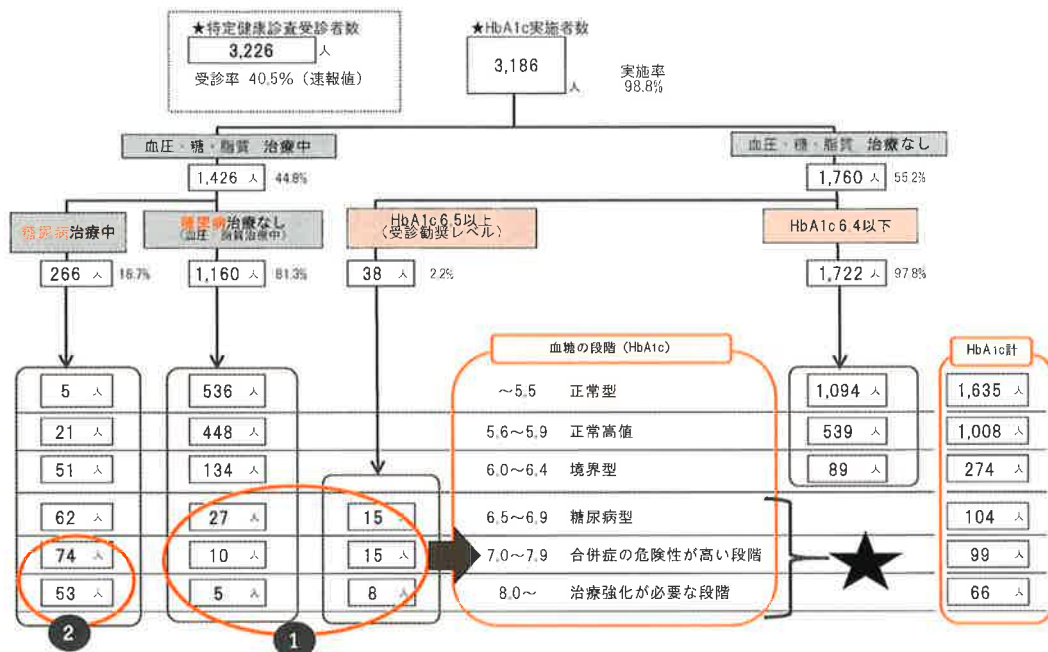


「糖尿病ってなあに？～健診の実態～」

近年、糖尿病患者が増えています。前回のめざせ！健康ゆんたんざでもお伝えしましたが、糖尿病は血液中の糖が高くなる状態で、いろいろな合併症を引き起こします。自覚症状がほとんどないので、糖尿病が進んでいることに気づきにくい病気です。糖尿病の早期発見には血液検査が有効です。血糖を測定して、自分がどの段階にあるのかを知ることができれば、早めに手を打つことができます。

下の図は、読谷村国保特定健診結果から、血糖値の高い方がどれくらいいるのか、段階を追ってみているものです。①のところは、80人。糖尿病の治療が必要な段階ですが、治療はしていません。特に★のところは、すぐに治療を始めることが必要です。もしかしたらすでに合併症を起こしている人もいるかもしれません。②は、糖尿病の薬は飲んでいても、コントロールが悪い状態の方で、127人います。薬を飲んでいても、食事や運動療法も一緒に取り組むことが大切になってきます。

糖尿病の状況（平成28年度特定健診結果より）



健診を受けると、今、自分の健康状態がどの段階にあるのか、ということがわかります。まずは、毎年健診を受けて、ご自身のからだの状態を知る、というところから始めてみませんか。

お問い合わせ：読谷村役場 1階 健康推進課 ☎982-9211

集団健診日程のご案内

おとな	基本健診ガン検診 (肺・胃・大腸)	7月3日(月) 親志公民館	7月16日(日) 文化センター	7月20日(木) 伊良皆公民館
		8月2日(水) 8月3日(木)胃なし 波平公民館	8月15日(火)胃なし 比謝公民館	8月22日(火) 都屋公民館
	婦人ガン検診 (子宮頸がん・乳がん)	7月6日(木)	7月27日(木)	9月7日(木)
子ども	乳児一般健診	7月22日(土) H29年2月生まれ(前期)H28年9月生まれ(後期)		
	1才6ヶ月児健診	7月20日(木) H27年12月生まれ		
	2歳児健康ひろば	7月21日(金) H27年4月生まれ		
	3歳児健診	7月19日(水) H25年12月生まれ		
		場所： 生き生き健康センター		

図書館だより

読谷村立図書館 TEL: 958-3113
蔵書検索アドレス
http://www.lib.yomitan.jp/WebOpac/webopac/index.do



夏休み さあ図書館へ行こう!

7月21日(金)～8月25日(金)

★『読書通帳をつけよう!』申し込み不要

対象:小学生以上 先着100冊

本を読んで知識を貯金しよう。夏休み期間中に読んだ本の冊数や金額を「読書通帳」に記録して、どれだけおこづかいを節約できたか調べてみよう。

★『読書ピンゴにチャレンジ』申し込み不要

対象:小中学生 先着50名

図書館のさまざまな分類の本を読んでピンゴを目指そう!



7月28日(金)・8月4日(金) 9時30分～15時

★『1日図書館員体験』*申し込みが必要です

対象:村内小学3年生～高校生まで(初めての体験者のみ)

定員:各5名

8月18日(金) 10時30分～15時

★『泉川図書館長が教えてくれる ふるさと発見!読谷を知ろう(講座)』

対象:小学4年生～一般 *申し込みが必要です

定員:20名 内容:講義・現地巡見

わが村読谷村の魅力を再発見しちゃおう!!

※但し、台風時は中止になります。

詳細は図書館にお問い合わせください。～ご参加お待ちしております～

《7月定例行事》

■ブックスタートおはなし会

集会室にて

【0歳～乳幼児向け】*第1・3日曜日

☆7月2日・16日(日)

午前10時30分



■ビデオ上映会 集会室にて

【児童向け】*第3土曜日

☆7月15日(土) 午前11時～

『子ども人形劇場 西遊記①・②』

『ふしぎなひしゃく』

■おはなし会 おはなしの部屋にて

*第2・第4日曜日

☆7月9日・23日(日) 午後2時～

■おりがみ教室 集会室にて

第2・4土曜日

☆7月8日・22日(土)

午前10時30分～

講師:山内 源徳氏

*おりがみをご持参下さい。



ファミリー読書の日

毎月第3日曜日は家庭の日です。
ノーテレビ・ノーゲームを心がけ、
家族で読書を楽しみましょう。

図書館見学受入実施中!

図書館見学は、授業の一環として公共施設について学習することを目的として行なわれ、公共施設でのきまりや図書館内の様子、公共図書館と学校図書館との違いや利用方法等を学習します。

5月から、村内小学校3学年までの図書館見学を受入しています。

来館の際には、皆様のご理解・ご協力をお願いします。



図書館に新しく入った本を紹介した「新着本リスト」を図書館・各公民館・村内スーパー・コンビニ等で配布しております。

きゅうしょく通信

読谷村立学校給食調理場
☎ 982-8081

夏休みはもうすぐです



1学期もあとわずかとなりましたね。7月に入り、いよいよ夏本番!暑い夏を元気に過ごすためには「望ましい食習慣・適度な運動習慣・十分な休養」規則正しい生活をして夏バテを予防しましょう。

～夏バテをしない為のポイント～

1. 1日3食きちんと食べよう
「主食・主菜・副菜・汁物」のそろった食事を心がけましょう。
2. 夏野菜を食べよう
夏野菜には、ビタミンやミネラル類、水分が豊富です。食欲が落ちる夏こそ食欲増進、疲労回復に効果がある旬の夏野菜をたっぷり食べましょう。
3. 水分補給をこまめに
水分補給は麦茶が水が一番です。糖分の多いスポーツドリンクや清涼飲料水の飲みすぎには注意しましょう。
4. たんぱく質をしっかり摂りましょう
たんぱく質は体の成長にとっても大切です。魚・肉・卵や大豆製品など、しっかり摂りましょう。中でも夏バテ予防には豚肉が良いですよ。



☆ 7～9月の予定 ☆

7月

8日(土) 食と子供の健康展

(イオン具志川店)

20日(木) 給食最終日(終業式)

28日(金) 給食ポスターコンクール表彰式

(文化センター中ホール

14:00～)

29日(土) 食育シンポジウム

(文化センター鳳ホール

13:30～)

8月

25日(金) 中学校給食開始

9月

1日(金) 小学校給食開始



給食費は期限内に納めましょう。

平成29年度 国民健康保険税の納付が始まります!!

国民健康保険（国保）は、国保加入者の皆さまが安心して医療を受けられるための助け合いの制度です。国保の医療費は、皆さまが納める国保税により運営されています。

国保税は、納期限内に納めましょう。



■前年中の所得が一定以下の場合には、国保税が軽減されます。軽減の基準額が変わりました！世帯主（世帯主が被保険者でない場合も含む。）及びその世帯の被保険者の前年中所得の合計額が一定以下の世帯については、国保税のうち均等割額と平等割額を次の割合で軽減します。

軽減割合	軽減判定の基準
7割軽減	同一世帯の世帯主及び国保加入者と特定同一世帯所属者の前年中の総所得金額の合計が《33万円》を超えない世帯
5割軽減	《33万円+27万円×（国保加入者数+特定同一世帯所属者数）》を超えない世帯
2割軽減	《33万円+49万円×（国保加入者数+特定同一世帯所属者数）》を超えない世帯

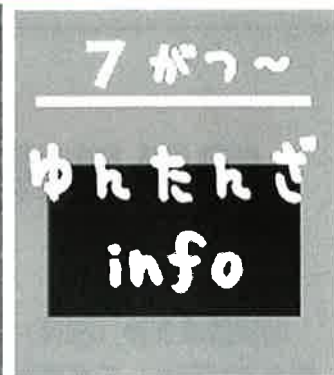
特定同一世帯所属者とは・・・

後期高齢者医療制度の適用により国民健康保険の資格を喪失された方で、その喪失日以降も継続して同一の世帯に所属する方。（世帯主の異動があった場合は特定同一世帯所属者ではなくなります）

※申請は不要ですが、世帯主及び被保険者の方が未申告である場合には、軽減することができませんので前年の収入がない場合でも必ず申告をしてください。

ただし、平成29年1月1日に読谷村に住民登録がなかった方は、読谷村税務課で申告を受け付けることができないため、平成29年1月1日に住民登録のあった市町村民税担当課で申告してください。また、申告が済みましたら、必ず読谷村健康保険課までご連絡ください。読谷村から申告した市町村へ確認を行います。

- 国保・軽減に関するお問い合わせ：読谷村役場 1階 健康保険課（3番窓口）☎982-9212
- 申告に関するお問い合わせ：読谷村役場 1階 税務課（4番窓口）☎982-9206



役場からのお知らせ

代表 ☎982-9200

無料法律相談のお知らせ

生活環境課 ☎982-9214

無料法律相談では、村民の皆さんを対象に、弁護士や司法書士から相談内容（一般法律相談、多重債務相談、登記・相続関係相談など）に対する対応方法や法的手続きなど、今後の対応についてのアドバイスが受けられます。相談内容に関する秘密は固く守られます。

◆弁護士による無料法律相談

（毎月第3水曜日）

相談日時：7月19日（水）

13時30分～16時30分

場所：役場3階

受付方法：当日受付、その後抽選

※先着順ではありません。

抽選時間：13時

相談枠：10組

◆司法書士による無料法律相談

（毎月第1・2水曜日）

相談日：①7月12日（水）

②8月2日（水）

③8月9日（水）

時間：13時～16時
場所：役場3階

受付方法：電話予約または直接役場窓口での予約
相談枠：先着6組

行政相談のお知らせ

生活環境課

☎982-9214

「行政相談制度」は、国の役所の仕事に関する苦情や要望等をお受けして、その解決を促進することともに、皆さんの声を行政に役立てるものです。読谷村では高山朝慎さん、饒平名俊江さんが総務大臣から委嘱され、皆さんの相談に応じます。相談は無料、秘密厳守なのでお気軽にご相談ください。

相談日時：7月19日（水）

14時～16時

場所：座喜味公民館（行政相談は各公民館を巡回し、相談所を開設しています。）

受付方法：相談場所にて当日受付

平成29年度工業統計調査への協力ありがとうございました

企画政策課 情報政策係
☎982-9203

調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国及び地域行政施策のための基礎資料として活用されます。調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外（税の資料など）に使用することは絶対にありません。

調査のご協力・ご回答ありがとうございました

ございました。

台風時期に備えて早めの対策を行いましょう

二ライ消防本部

☎956-9914

これから沖縄県は台風シーズンを迎えます。二ライ消防本部管内では、台風による災害出動事案が毎年のように発生しております。

台風接近の前に窓や雨戸の点検、飛散しやすいトタンや水タンクの固定、植栽や家の外の整理をしておきましょう。台風が接近し雨風が強くなつてからの外での作業は大変危険です。

また、室内の安全対策や、避難が必要となつた時に備えて、非常持ち出し品の点検や、避難場所の確認なども行っておきましょう。

国・県等からのお知らせ

所得税及び復興特別所得税の予定納税（第1期分）の納税をお忘れなく

前年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告等に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合には、原則、この予定納税基準額の3分の1相当額をそれぞれ7月（第1期分）と11月分（第2期分）に納めることとな

っています。この制度を「予定納税」といいます。

（注）平成29年分の予定納税基準額については、復興特別所得税額相当額を含めて計算しています。

予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から平成29年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書が送付されています。この通知書に記載された第1期分の金額が納税する額です。なお、予定納税額の計算の詳細は、この通知書に記載されています。第1期分の予定納税の減額申請をする場合には、平成29年7月18日までに減額申請の手続きが必要で、詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。

金融機関等で口座開設等を行う際は、居住地等を記載した届出書の提出が必要です。

・平成29年1月1日以後、新たに日本の金融機関等に口座開設等をする場合
新規に口座開設等をする場合、金融機関等へ氏名・住所（名称・所在地）、居住地（例えば日本）、外国の納税者番号等を記載した届出書（新規届出書）の提出が必要となります。

※居住地が外国の場合にあつては、当該居住地における納税者番号の記載が必要となります。
・平成28年12月31日以前に既に日本の金融機関等に口座開設等をしている場合

既に口座開設等をしている場合

でも、確認のため、金融機関から氏名・住所（名称・所在地）、居住地（例えば日本）、外国の納税者番号等を記載した届出書（任意届出書）の提出を求められる場合があります。

※居住地が外国の場合にあつては当該居住地における納税者番号の記載が必要となります。

詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。

親子でカヌー・バナナボート体験

沖縄県立石川青少年の家

☎964-3263

日 時：7月30日（日）

9時～12時20分

場 所：うるま市「海中道路・海の駅」現地集合・現地解散

募集人数：30名程度（小学生以上の親子）

参加費用：1人当たり3,000円

持ち物：飲み物、タオル、着替え、あごひも付き帽子（必要な方）、サンダル、長袖シャツ、長ズボン、

ゴーグル（波しぶきよけ：必要な方）

申込期間：7月18日（火）～25日（火）

申込方法：直接電話で申込して下さい。※定員に達し次第締め切ります。

子どもアドベンチャー体験教室

沖縄県立石川青少年の家

☎964-3263

異学年集団の共同生活をとおし

具志川職業能力開発校
 ☎973-66800

訓練科名：①シヨップビジネス科、
 ②総合実務科(知的障がい者対象)、
 ③アロマセラピスト養成科(委託訓練)

定員：①20名、②10名、③14名

募集期間：8月1日(火)～8月23日(水)

訓練期間：①・②10月2日(月)

平成29年度後期職業訓練生募集

申請方法：直接電話で申し込んで下さい。 ※定員に達し次第締め切ります。

申込期間：8月2日(水)～8月9日(水)

て協調性を養い、登山、カヌー体験等で充実感を味わい、自然のすばらしさや、神秘などを体験できます。

日時：8月16日(水)～18日(金)の2泊3日 ※雨天決行

場所：石川青少年自然の家・うるま市海中道路・うるま市内文化遺産

募集人数：小学4年生～6年生25名

参加費用：8,000円

持ち物：弁当(初日昼食)、水筒、軍手、タオル(2枚以上)、洗面用具、石けん、シャampoo、サンダル、懐中電灯、長袖、長ズボン、バスタオル、筆記用具、夏休みの友、ラジオ体操カード、保険証のコピー、健康カード、登山できる靴、雨具、サブリュック、マイコップ、着替え(2泊3日)、帽子、空の1リットル牛乳パック(1人2個)

ありがとうございました

- ～読谷村地域福祉振興基金への寄付～ ☎982-9209
- ◆香典返しとして
 新垣 貞 哲様(故：トシ様) — 高志保201番地 ————— 5万円
- ～読谷村文化振興基金への寄付～ ☎958-3141
- ◆一般寄付として
 喜 瀬 栄 様 ————— 都屋117番地 ————— 10万円
 比 嘉 薫 友 様 ————— 古堅77番地6 ————— 10万円
- ～スポーツ振興推進協議会への寄付～ ☎982-9231
- ◆一般寄付として
 読谷村軍用地主会 ————— 高志保1303
 会長：比 嘉 正 道 様 ————— 20万円
- ～読谷村育英会への寄付～ ☎982-9228
- ◆一般寄付として
 株式会社Hearly ————— 喜名458番地3
 代表取締役：杉 岡 明 様 ————— 1万円
- ～社会福祉協議会への寄付～ ☎958-2939
- ◆一般寄付として
 創業50周年・法人化30周年記念
 株式会社山中組 ————— 長浜1750番地
 代表取締役：玉 城 政 幸 様 ————— 100万円
 - ◆香典返しとして
 與那覇 徳 市 様(故：フミ様) — 渡慶次13番地 ————— 5万円
 比 嘉 和 子 様(故：番信様) — 大灣432番地1 ————— 20万円
 池 原 吉 和 様(故：ヨシ様) — 楚辺2079番地1 ————— 5万円
 知 花 功 様(故：美代子様) — 渡慶次37番地 ————— 3万円
 新 垣 貞 哲 様(故：トシ様) — 高志保201番地 ————— 5万円



5月11日、株式会社山中組より社会福祉協議会へ寄付がありました。ご厚志に感謝します。

6月6日、読谷村軍用地主会よりスポーツ振興推進協議会へ寄付がありました。ご厚志に感謝します。

具志川職業能力開発校
 ☎973-66800

知識・技能取得訓練コース：就職に必要な知識・技能の習得を図るため、民間教育訓練機関、社会福祉法人、NPO法人等を委託先として座学及び実技による集合訓練を実施するコース。

平成29年度【9月開講】障害者委託訓練生募集

～平成30年3月9日(金)の6ヶ月

③10月2日(月)～平成30年1月31日(水)の4ヶ月

※受講料無料(但し、テキスト、検定料、教材などは自己負担)

※詳しくは具志川職業能力開発校へお問い合わせください。

実践能力習得訓練コース：就職に必要な実践的な職業能力の開発・向上を図るために企業等を委託先として事業所等を活用して実践するコース

募集期間：平成29年7月3日(月)～7月28日(金)

コース名：①インターコン科(知識・技能)、②学食補助科(実践能力)

定員：①12名、②2名

訓練期間：9月1日(金)～11月30日(木)の3ヶ月

募集対象：①身体、聴覚(口話で理解できる方)、知的、精神、発達その他(高次脳機能障害、難病等)

②知的、精神、発達

訓練場所：①名護市、②金武町

委託先：①コンピュータネットワーク株式会社 ②(一社)琉球リハビリテーション振興協会 夢のかけ橋

日本年金機構 **ねんきんダイヤル**
 ☎0570-05-1165

※受講料無料(但し、テキスト、検定料、保険料等は自己負担)

※詳しくは具志川職業能力開発校へお問い合わせください。

ニライ消防本部

救急出場及び火災・救助発生件数

▼救急出場件数(平成29年5月中)

種別	町村名	読谷村	嘉手納町	北谷町
火災		1	0	0
自然災害		0	0	0
水難		0	0	1
交通		10	2	13
労災		2	0	2
運動競技		0	3	0
一般負傷		23	11	20
加害		0	0	0
自損行為		0	0	0
急病		117	58	88
転院		8	2	1
その他		6	0	0
不搬送		0	0	9
月計		167	76	134
平成29年累計		896	362	671

▼5月 火災発生件数 1件
 ▼5月 一般救助発生件数 2件
 ▼5月 風水害発生件数 0件

嘉手納警察署

管内における刑法犯認知件数

▼(平成29年5月末現在)

項目	平成29年(5月中)	平成28年(5月中)	増減(件数)
凶悪犯(殺人、強盗等)	0	0	0
粗暴犯(暴行、傷害等)	8	12	-4
窃盗犯	71	59	12
自転車盗	13	15	-2
オートバイ盗	8	2	6
万引き	9	6	3
その他	41	36	5
知能犯(詐欺、横領等)	4	1	3
風俗犯(強制わいせつ等)	0	0	0
その他(器物損壊、住居侵入等)	14	14	0
全刑法犯(5月計)	97	86	11

○自転車の盗難、車上ねらいが多発しています!

- ・自転車はツーロックの徹底、ワイヤーロックは固定物にかける
- ・車を離れるときは必ず鍵をかける!

※不審な人を見かけた場合は
 嘉手納警察署(☎956-0110)まで連絡をお願いします。

年金を受け取るために必要な保険料の納付期間が**25年から10年に短縮**されました。

対象となる方に日本年金機構より

※受講料無料(但し、テキスト、検定料、保険料等は自己負担)

※詳しくは具志川職業能力開発校へお問い合わせください。



「短縮」と記載した黄色の封筒を順次お届けしています。

お手元に届きましたら、「ねんきんダイヤル」で予約の上、できるだけ早めに手続きをお願いいたします。

FMよみたんで、嘉手納警察署の広報番組を放送中!
 毎週水曜日14時～「安心安全ゆいラジオ part 2」
 パーソナリティ 嘉手納警察署

健康保険課からのお知らせ！

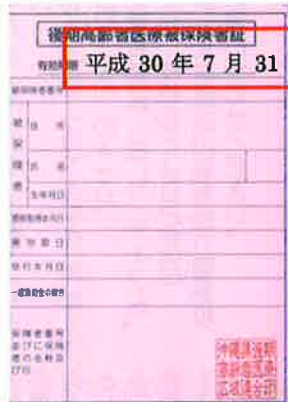
8月から新しい保険証等に替わります！

新しい保険証等が届いたら、氏名、住所、一部負担金割合を確認してください。8月から、医療機関を受診する際には、新しい証を提示してください。



現在保険証を持っている方

【後期高齢者医療被保険者証】



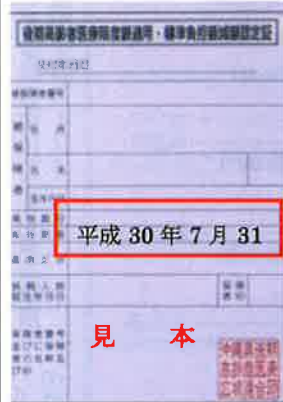
新しい被保険者証は、**7月下旬に書留郵便**で郵送します。
(有効期限が左のようになっています)

※受け取りのサインが必要です。

入院や通院で医療費が高額になる方

【後期高齢者医療限度額・

標準負担額減額認定証】



※村民税非課税世帯のみ対象

前年からお持ちの方で、今年度も引き続き非課税世帯の場合、被保険者証と一緒に郵送されます。

(有効期限が左のようになっています)

※新規申請は、健康保険課窓口で申請が必要です。

※保険証等の色は変わりませんので、ご注意ください。

●国民健康保険に加入されている方

人工透析を受けている方へ

【国民健康保険特定疾病療養受療証】



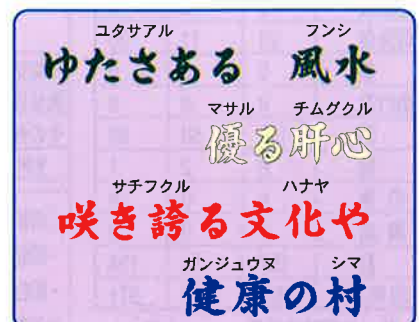
新しい受療証は**7月下旬に普通郵便**で郵送します。

未申告の方は、自己負担限度額が2万円になることがありますので、おはやめに申告を済ませ、健康保険課窓口へ申請してください。

お問い合わせ：読谷村役場 1階 健康保険課 ☎982-9212 (国民健康保険)
☎982-9213 (後期高齢者医療)

5月末の村人口

人口：40,836 (+24)
男：20,173 (+13)
女：20,663 (+11)
出生 [37] 転入 [107]
死亡 [18] 転出 [102]
世帯：15,523 (+29)
外国人登録者数
人口：540 世帯：400
()内は前月比



読谷村公式ホームページ
<http://www.vill.yomitan.okinawa.jp/>

